

平成 30 年度保険者機能強化推進交付金の評価結果および交付額について

平成 29 年度の介護保険法の改正により、平成 30 年度から、保険者機能の強化を目的として、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する区市町村の取組みについて、国が客観的な評価指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付することとなった。

今般、国より制度創設後一回目の本交付金の評価結果および交付額の内示に基づき、交付があったので報告する。

1 国の予算規模

200 億円（区市町村分約 190 億円、都道府県分約 10 億円）

2 交付額の算定方法

各区市町村の「評価指標毎の加点数 × 第 1 号被保険者数」により算出した点数を基準として、全区市町村の「各区市町村の算出点数 × 各区市町村の第 1 号被保険者数」の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。

3 評価指標

(1) P D C A サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

(2) 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

- ① 地域密着型サービス
- ② 介護支援専門員・介護サービス事業所
- ③ 地域包括支援センター
- ④ 在宅医療・介護連携
- ⑤ 認知症総合支援
- ⑥ 介護予防/日常生活支援
- ⑦ 生活支援体制の整備
- ⑧ 要介護状態の維持・改善の状況等

(3) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

- ① 介護給付の適正化
- ② 介護人材の確保

4 区の得点状況（評価結果）

597点 / 総配点数 612点（都内1位）

5 交付額

112,155千円

6 交付時期

平成31年3月

7 予算措置

平成31年第一回定例会に補正予算案を提出（3月8日議決）

8 交付金の活用について

交付金は第1号保険料に充て、地域支援事業等を充実し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等の取組を進めることとされている。取組の結果、当該年度において第1号保険料に余剰が発生した場合には、介護給付費準備基金に積み立てられる。